

29高機第167号 平成29年5月31日

ダイビング高圧ガス安全協会 会長 宮下 高行 殿



### 検査未受検の容器及び附属品について(注意喚起)

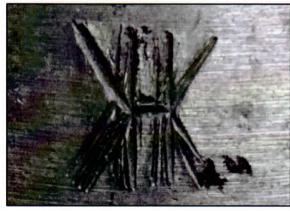
高圧ガス保安法での容器及び附属品は、高圧ガスによる災害を防止するため、容器検査及び附属品検査に合格したものでなければ、容器への高圧ガスの充塡等が禁止されています。また、容器検査及び附属品検査に合格した場合には、検査実施者の符号、検査を受けた者の符号、容器又は附属品の質量、耐圧試験における圧力等が刻印されますが、何人もこれらと紛らわしい刻印等をすることが禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が科されます。(詳細は「別添」を参照。)

今般、容器検査所において、容器検査に合格したことを示す刻印がなく、高圧ガス保安協会及び容器検査を受けた者の符号を真似た紛らわしい刻印のある容器(アルミニウム合金製スクーバ容器)が発見されました。また、当該容器に装置されたバルブにも、附属品検査に合格したことを示す刻印がありませんでした。

つきましては、容器を所有する際、容器に高圧ガスを充塡する際、再検査を行う際に、次 の事項について十分に確認するよう貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

- ① 容器検査及び附属品検査に合格したことを示す刻印があること。
- ② 紛らわしい刻印がないこと。

注記 高圧ガス保安協会の符号を真似た紛らわしい刻印は、高さ及び幅が均一でなく、刻まれた複数の線にて模造されていました。





(紛らわしい刻印の写真)

ご不明な点がある場合は、以下にご連絡をお願いいたします。

【連絡先】 〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 容器検査課

Tel: 03-3436-6104 Fax: 03-3436-0688 Mail: insp@khk.or.jp

# 高圧ガス保安法での容器及び附属品の規制について

# ① 容器検査及び附属品検査について

高圧ガスを充塡する容器及び装置される附属品は、容器検査及び附属品検査に合格し、 合格したことを示す刻印等がなされていなければ、譲渡し、又は引き渡してはならない。 (高圧ガス保安法(以下「法」という。)第44条)

### ② 刻印等について

容器又は附属品に紛らわしい刻印等をしてはならない。(法第45条第3項、法第49条の3第2項)

### ③ 容器への充塡について

容器に高圧ガスを充塡する場合、容器検査及び附属品検査に合格したもの(所定の期間を経過したものは再検査に合格したもの)であること。(法第48条第1項)

### ④ 罰則について

上記①の容器検査及び附属品検査に合格していない容器及び附属品を譲渡し、又は引き渡した場合、法第82条第1項に基づき罰則が適用されます。

上記②の容器又は附属品に紛らわしい刻印等をした場合、法第82条第1項に基づき 罰則が適用されます。

上記③の充塡時の確認に違反した場合、法第81条第3項に基づき罰則が適用されます。